

上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 6 号

上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則の一部を改正する規則

上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則（昭和 6 3 年上尾市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号）第 2 の規定により、法第 1 2 条第 1 項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準に、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 2 8 年国土交通省告示第 7 2 3 号）別表第 1（一）から（五）までの防火扉（各階の主要な常閉防火扉に限る。）に係る検査項目及び検査事項、検査方法並びに判定基準を付加する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「排煙機」を「可動防煙壁又は排煙機」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。